

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2020年10月30日

【発行者の名称】

株式会社エージェント
(Agent Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 四宮 浩二

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区宇田川町33番7号

【電話番号】

03-3780-3911

【事務連絡者氏名】

財務経理部 部門責任者 磯貝 慎介

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エージェント
<https://agent-network.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第16期中 自 2019年2月1日 至 2019年7月31日	第17期中 自 2020年2月1日 至 2020年7月31日	第15期 自 2018年2月1日 至 2019年1月31日	第16期 自 2019年2月1日 至 2020年1月31日
売上高 (千円)	1,169,489	1,088,210	2,077,835	2,556,116
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	46,443	△66,984	69,413	70,158
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (千円)	30,230	△45,024	48,562	49,867
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
純資産額 (千円)	125,225	84,838	108,495	144,862
総資産額 (千円)	870,884	950,076	932,441	1,044,980
1株当たり純資産額 (円)	25.05	16.97	21.70	28.97
1株当たり配当額 (円)	—	—	22.70	3.00
1株当たり中間(当期) 純利益又は1株当たり 中間純損失(△) (円)	6.05	△9.00	9.71	9.97
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.4	8.9	11.6	13.9
自己資本利益率 (%)	25.9	—	36.2	39.4
株価収益率 (%)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	233.78	30.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△51,331	24,750	145,122	82,900
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△4,004	△19,687	△32,823	△45,284
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△98,388	△53,655	238,178	△137,441
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	522,749	528,056	676,473	576,648
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (人)	263 [196.5]	292 [93.5]	231 [233.7]	274 [193.9]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第15期、第16期中間会計期間は関連会社が存在しないため、第16期、第17期中間会計期間は持分法を適用すべき重要な非連結子会社及び関連会社が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
4. 第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、及び第16期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第17期中間会計期間の自己資本利益率については、中間純損失のため記載しておりません。
6. 株価収益率については、第15期、第16期中間会計期間及び第16期は、当社が非上場であるため、第17期中間会計期間は中間純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 第16期中間会計期間及び第17期中間会計期間の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
9. 第15期（2018年2月1日から2019年1月31日まで）の財務諸表及び第16期中間会計期間（2019年2月1日から2019年7月31日まで）の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、それぞれ有限責任大有監査法人の監査及び中間監査を受けております。また、第16期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）の財務諸表及び第17期中間会計期間（2020年2月1日から2020年7月31日まで）の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、それぞれ有限責任大有監査法人の監査及び中間監査を受けております。
10. 2018年10月23日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。
第15期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
292 (93.5)	28.33	1.79	3,343

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が停滞し、個人消費は大幅に落ち込みました。また、世界経済も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、米中貿易摩擦問題も加わり、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

当社が属する人材サービス事業におきましても、厚生労働省が発表する有効求人倍率が7ヵ月連続で減少し、2020年7月時点で1.08倍（「一般職業紹介状況（令和2年7月分）について」厚生労働省調べ）となっております。

このような環境のもと、当社は既存事業であるプロダクション事業領域において、クライアントの店舗やオフィスの休業が発生したことにより、当社のメンバーにおいても、アウトソーシングサービスや人材派遣サービスの稼働が減少した結果、前年比で売上が減少致しました。キャリア事業領域においても、新型コロナウイルスの影響により需要が減少し、前年同期比で売上が減少しました。一方で、パートナー事業領域においては、販売代理事業が堅調に推移し、売上が増加致しました。

上記の結果、当中間会計期間の売上高は1,088,210千円（前年同期比7.0%減）、営業損失は135,636千円（前年同期営業利益47,864千円）、経常損失は66,984千円（前年同期経常利益46,443千円）、中間純損失は45,024千円（前年同期中間純利益30,230千円）となりました。

なお、当社の事業は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比べ48,591千円減少し528,056千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、24,750千円の収入（前年同中間期間は51,331千円の支出）となりました。これは、税引前中間純損失66,984千円を計上したことに加えて、仕入債務が11,035千円減少した一方、売上債権が87,110千円減少し、助成金を49,551千円、休業補償金を41,463千円受け取ったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、19,687千円の支出（前年同中間期間は4,004千円の支出）となりました。これは、ソフトウェアの開発投資に伴う無形固定資産の取得による支出13,587千円、及び、オフィス拡張に伴う有形固定資産の取得による支出5,573千円を計上したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、53,655千円の支出（前年同中間期間は98,388千円の支出）となりました。金融機関からの借入50,000千円を行った一方で、借入金の返済を85,274千円進めました。また配当金の支払い15,000千円をしたこと等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間のセグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

セグメント名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
総合人材サービス業	1,088,210	93.0
合計	1,088,210	93.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の、総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第16期中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)		第17期中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ソフトバンク株式会社	101,560	8.7	192,745	17.7
グーグル合同会社	50,932	4.4	178,905	16.4
株式会社博報堂	92,938	7.9	119,170	11.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、2020年4月30日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、追加すべき事項が生じたので、以下の(1)に説明いたします。また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下(2)に説明いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）拡大により、アウトソーシングサービスや人材派遣サービスにおいて稼働率が低下し、当社業績に影響が出ております。本感染症への対応のため、当社では対策委員会を設置し、社員の健康と安全の確保、全国の拠点での感染防止対策の徹底をすると共に、在宅勤務環境を整備する等のウィズコロナを前提とした事業運営体制の構築に取り組んでおります。

本感染症の影響については、2020年5月をピークに以降は回復基調にありますが、本感染症については不確実性が高い事象であるため、今後の本感染症の流行状況によっては、当社の業績への影響が長期化する可能性があります。

(2) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が

同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合

とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと同社が判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日（2020年10月30日）現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見

積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べ133,421千円減少し、770,662千円となりました。これは主に、現金及び預金が48,591千円減少し、売掛金が87,110千円減少したこと等によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末と比べ38,517千円増加し、179,414千円となりました。これは主に、パートナー事業領域における事業用のシステム及び社員の勤怠管理システムの開発により無形固定資産が10,913千円増加したことに加えて、渋谷にオフィスを追加するための賃貸建物の内装工事等により有形固定資産が7,943千円増加したこと等によるものです。また、繰越欠損金に係る税効果の計上等により繰延税金資産が22,551千円増加しました。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べ895千円増加し、725,639千円となりました。これは主に、買掛金が11,035千円減少した一方で、一年内返済予定の長期借入金が4,105千円増加し、大型プロジェクトの対応のための前受金が7,864千円増加したこと等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末と比べ35,774千円減少し、139,599千円となりました。これは主に、長期借入金が減少したこと等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ60,024千円減少し、84,838千円となりました。これは、配当金15,000千円の支払いを行ったことに加え、45,024千円の間純損失を計上したことにより、利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価格				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能 営業所	7,330	27,502	305	35,138	108 (21.8)
大阪オフィス (大阪府大阪市)	営業所	5,123	-	-	5,123	50 (19.8)
名古屋オフィス (愛知県名古屋市)	営業所	2,725	-	-	2,725	27 (37.7)
福岡オフィス (福岡県福岡市)	営業所	3,867	-	-	3,867	45 (6.5)
広島オフィス (広島県広島市)	営業所	5,597	-	-	5,597	18 (6.3)
仙台オフィス (宮城県仙台市)	営業所	4,161	-	-	4,161	14 (1.3)
渋谷オフィス (東京都渋谷区)	営業所	8,602	-	291	8,894	26 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

2. 従業員数の()は、当中間会計期間の臨時雇用者数の平均人員を外書きで記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	中間会計期間末現在発行数 (2020年7月31日)	公表日現在発行数 (2020年10月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年2月1日～ 2020年7月31日	—	5,000,000	—	50,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2020年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エージェンツホールディングス (注) 1、2	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社 (注) 1	沖縄県那覇市久米二丁目3番14号	100	0.00
計	—	5,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月
最高(円)	—	—	650	—	—	—
最低(円)	—	—	650	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。
2. 当社株式は2020年4月28日付けで上場したため、それ以前の株価については該当事項はありません。
3. 2020年5月から7月までにおいては売買実績がありません。

5【役員の状況】

前会計年度の発行者情報を公表した2020年4月30日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	氏名	生年月日
監査役	阿久津 操	1958年1月15日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 5名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2020年2月1日から2020年7月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任大有監査法人により監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当中間会計期間 (2020年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	576,648	528,056
売掛金	303,221	216,111
その他	24,213	26,494
流動資産合計	904,083	770,662
固定資産		
有形固定資産		
建物	38,165	47,019
その他	8,146	9,438
減価償却累計額	△ 11,474	△ 13,676
有形固定資産合計	34,837	42,780
無形固定資産	21,877	32,790
投資その他の資産		
関係会社株式	3,775	3,775
敷金	69,372	67,241
繰延税金資産	7,618	30,170
その他	5,201	4,441
貸倒引当金	△ 1,786	△ 1,786
投資その他の資産合計	84,181	103,842
固定資産合計	140,896	179,414
資産合計	1,044,980	950,076

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年1月31日)	当中間会計期間 (2020年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	91,474	80,439
1年内返済予定の長期借入金	159,659	163,764
未払費用	128,341	130,901
未払法人税等	13,435	591
未払消費税等	46,061	48,762
前受金	256,612	264,477
解約調整引当金	9,136	9,364
その他	20,023	27,339
流動負債合計	724,743	725,639
固定負債		
長期借入金	175,374	135,995
その他	-	3,604
固定負債合計	175,374	139,599
負債合計	900,117	865,238
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	11,350	12,850
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	83,512	21,988
利益剰余金合計	94,862	34,838
株主資本合計	144,862	84,838
純資産合計	144,862	84,838
負債純資産合計	1,044,980	950,076

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)	当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)
売上高	1,169,489	1,088,210
売上原価	747,047	761,874
売上総利益	422,441	326,335
販売費及び一般管理費		
役員報酬	20,650	21,000
給料手当	185,124	257,991
法定福利費	32,342	44,518
厚生費	2,254	2,230
減価償却費	1,894	4,483
旅費交通費	17,299	10,007
地代家賃	34,627	45,444
その他	80,384	76,295
販売費及び一般管理費合計	374,577	461,971
営業利益又は営業損失(△)	47,864	△ 135,636
営業外収益		
受取利息	3	2
助成金収入	476	52,096
休業補償金	-	41,463
その他	666	117
営業外収益合計	1,146	93,681
営業外費用		
支払利息	2,304	1,663
支払補償金	-	17,926
上場関連費用	-	3,000
その他	262	2,440
営業外費用合計	2,567	25,029
経常利益又は経常損失(△)	46,443	△ 66,984
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	46,443	△ 66,984
法人税、住民税及び事業税	17,537	591
法人税等調整額	△ 1,323	△ 22,551
法人税等合計	16,213	△ 21,960
中間純利益又は中間純損失(△)	30,230	△ 45,024

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	10,000	48,495	58,495	108,495	108,495
当中間期変動額						
剰余金の配当			△13,500	△13,500	△13,500	△13,500
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		1,350	△1,350	—	—	—
中間純利益			30,230	30,230	30,230	30,230
当中間期変動額合計	—	1,350	15,380	16,730	16,730	16,730
当中間期末残高	50,000	11,350	63,875	75,225	125,225	125,225

当中間会計期間（自 2020年2月1日 至 2020年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	11,350	83,512	94,862	144,862	144,862
当中間期変動額						
剰余金の配当			△15,000	△15,000	△15,000	△15,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		1,500	△1,500	—	—	—
中間純損失（△）			△45,024	△45,024	△45,024	△45,024
当中間期変動額合計	—	1,500	△61,524	△61,524	△60,024	△60,024
当中間期末残高	50,000	12,850	21,988	21,988	34,838	84,838

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年 2月 1日 至 2019年 7月 31日)	当中間会計期間 (自 2020年 2月 1日 至 2020年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	46,443	△ 66,984
減価償却費	1,894	4,483
解約調整引当金の増減額 (△は減少)	1,945	228
受取利息	△ 3	△ 2
支払利息	2,304	1,663
助成金収入	△ 476	△ 52,096
休業補償金	-	△ 41,463
支払補償金	-	17,926
上場関連費用	-	3,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 96,646	87,110
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,866	△ 11,035
未払費用の増減額 (△は減少)	17,280	2,880
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 3,188	3,119
前受金の増減額 (△は減少)	△ 32,979	7,864
その他	12,412	10,048
小計	△ 40,148	△ 33,257
利息の受取額	3	2
利息の支払額	△ 2,315	△ 1,648
助成金の受取額	476	49,551
休業補償金の受取額	-	41,463
支払補償金の支払額	-	△ 17,926
法人税等の支払額	△ 9,347	△ 13,435
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,331	24,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△ 5,573
無形固定資産の取得による支出	△ 4,473	△ 13,587
敷金の抛出による支出	-	△ 239
その他	468	△ 286
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,004	△ 19,687
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	△ 84,888	△ 85,274
ファイナンス・リース返済による支出	-	△ 381
上場関連費用の支出	-	△ 3,000
配当金の支払額	△ 13,500	△ 15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 98,388	△ 53,655
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 153,723	△ 48,591
現金及び現金同等物の期首残高	676,473	576,648
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 522,749	※ 528,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8～22年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 解約調整引当金

個人顧客向けの通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入に備えるため、また、人材紹介における解約による損失に備えるため、当中間会計期間の売上に対応する解約見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前中間会計期間において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の貸借対照表においては、すでに独立掲記して表示しております。

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,142千円は、「助成金収入」476千円、「その他」666千円として組み替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「解約調整引当金の増減額」「未払費用の増減額」「未払消費税等の増減額」及び「前受金の増減額」は、金額的重要性の観点等から表示方法の見直しを行い、当中間会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△4,532千円は、「解約調整引当金の増減額」1,945千円、「未払費用の増減額」17,280千円、「未払消費税等の増減額」△3,188千円、「前受金の増減額」△32,979千円、「その他」12,412千円に組み替えております。

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税引前中間純利益」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下において「助成金の受取額」を独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」に表示していた△39,672千円は、「助成金収入」△476千円、「小計」△40,148千円、「助成金の受取額」476千円に組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積もり)

新型コロナウイルス感染症による当社の事業への影響は、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、営業収益減少等の影響がある事業については、当中間会計期間末から概ね1年程度で緩やかに回復するとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりに反映しております。ただし、今後の状況の変化や経済への影響によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)	当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)
有形固定資産	1,234千円	2,202千円
無形固定資産	666	2,280

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式 (株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 定時株主総会	普通株式	13,500	2.70	2019年1月31日	2019年4月27日

(2) 基準日が前中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式 (株)	5,000,000	—	—	5,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月29日 定時株主総会	普通株式	15,000	3.00	2020年1月31日	2020年4月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)	当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)
現金及び預金勘定	522,749 千円	528,056 千円
現金及び現金同等物	522,749	528,056

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注）2. 参照）。

前事業年度（2020年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	576,648	576,648	—
(2) 売掛金	303,221	303,221	—
(3) 敷金	69,372	67,016	△2,356
資産計	949,242	946,886	△2,356
(1) 買掛金	91,474	91,474	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	335,033	335,483	450
負債計	426,507	426,958	450

当中間会計期間（2020年7月31日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	528,056	528,056	—
(2) 売掛金	216,111	216,111	—
(3) 敷金	67,241	63,326	△3,915
資産計	811,409	807,494	△3,915
(1) 買掛金	80,439	80,439	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	299,759	299,556	△202
負債計	380,198	379,995	△202

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価の算定については、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれておりません。

負債

(1) 買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）
(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年1月31日)	当中間会計期間 (2020年7月31日)
関係会社株式	3,775	3,775

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は3,775千円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は3,775千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2019年2月1日 至 2020年1月31日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間会計期間（自 2020年2月1日 至 2020年7月31日）

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
富士通株式会社	118,735	総合人材サービス事業

当中間会計期間（自 2020年2月1日 至 2020年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	192,745	総合人材サービス事業
グーグル合同会社	178,905	総合人材サービス事業
株式会社博報堂	119,170	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年2月1日 至 2020年1月31日)	当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり純資産額	28.97円	16.97円

1株当たり中間純利益又は中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)	当中間会計期間 (自 2020年2月1日 至 2020年7月31日)
1株当たり中間純利益又は中間純損失(△) (算定上の基礎)	6.05円	△9.00円
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	30,230	△45,024
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 (△)(千円)	30,230	△45,024
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000	5,000,000

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年10月30日

株式会社 エージェント
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩村 浩秀
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2020年2月1日から2021年1月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2020年2月1日から2020年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェントの2020年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年2月1日から2020年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上